

社会福祉法人仁賀保中央福祉会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けのパンフレットを作成し、有期契約労働者及び管理職に配布して、制度の周知を図る。

〈対策〉

- 令和3年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和3年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修及び施設内回覧などによる全職員への周知

目標2：小学校就学前の子を持つ有期契約労働者が、希望する場合に利用できる、正職員と同様の短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- 令和3年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和3年10月～ 制度の導入、施設内回覧などによる全職員への周知

目標：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均7日以上とする。

〈対策〉

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和3年8月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う。
- 令和3年8月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和3年10月～施設内回覧などでキャンペーンを行う。